

節電リーダーの取組みについて

今年の夏も町では、昨年に引き続き公共施設の節電に取り組みました。

また、家庭や学校での節電推進を図るため、7月に五霞東・西小学校5、6年生を対象に「節電リーダー」の任命式を行い、任命書を交付しました。節電リーダーとして、今夏の節電の取り組みについて、作文を書いていただきました。各学校ごとの最優秀作品を紹介します。

※町ホームページには、各クラスごとの優秀作品を紹介しています。

節電について

五霞東小 6年 木村雪乃

私は、節電について考えてみました。昨年の3月に地しんが起きてから節電という言葉をよくきいたり、その言葉をみたりしました。はじめは、コンビニでふつうの電気から節電のためLEDに変わったり、スーパードではジュースの売っている場所にカーテンがついていました。それを見た時は、ニュースでも節電の事を話していたけど、ここまで大変な事だと思っていなかったのでびっくりしました。

なので、家に帰ってから、家でできる節電を考えてみました。まず一つは、あまり、電気をつかわない事が大事だと思います。例えば、使っていないところの電気は消すことです。最初やっていた時は、消さない事が多くて大変だったけど、ニュースを見るたび、「やらなくちゃ」と思い、がんばりました。あとは、夜、一つの部屋にま

まること、使っていない物はコンセントごとぬくことが電気の節約だと思いました。

一年経つとスーパードは、ジュース売り場のところのカーテンがなくなっていたり、コンビニでもあまり、その言葉をきかなくなりまりました。地しんの起きていない時は、屋根にソーラーのついている家は少なかったけど、地しんが起きてから、屋根にソーラーをつける人が多くなりました。もう一つの変化がそのソーラーを使ってエコな暮らしをする人が多くなりました。ソーラーでためた電気を利用することによって、けいたいの充電をできるし、家の電気も使えるし、今は、電気自動車があつて、ソーラーの電気でも充電できるからすぐエコになっています。

これからも、節電をし、もちろん、ソーラーパネルを使ってエコな暮らしをして、人々が安心して暮らしていける世の中にしていきたいと思います。

なぜ節電をしようと言ったのか

五霞西小 5年 篠崎那月

私は、節電をするということには、私達人類や他の生物たちの住む地球を守ることだと思えます。私達は、知らないうちに、電気を使い、地球を破かいしてきました。破壊することができのならば治すこともできるはずですが治すことは地道です。だからこそ、その破かいをくい止めるために節電が必要なのです。

私は、家でも節電しています。これからの季節、寒い時期が近づきます。そんなときには、毛布を出したり、湯たんぽを出したりして、電気を使わなくてもあたたかくなります。そして外出の時には、あたたかい服そうで外出すれば、電気もあまり必要ありません。昔の人は、今のように便利ではないのに、寒い冬をいくつもこしていました。そんな昔の人々は、素晴らしいと思いました。

けれど私達は、そのことに目をむけずに生活してきました。なので、私達の生活を少しづつ見直して、地球温だんかを止めていく努力をしていきたいと思います。

12月4日から10日 までは人権週間です

1948年（昭和23年）12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行います。人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

第64回人権週間強調事項

- 「みんなで築こう 人権の世紀 考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心」
- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう

- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

人権擁護委員が法務局に常駐して、みなさんのご相談にお答えします。

水戸地方方法務局下妻支局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、当支局に常駐し、地域住民の人権が侵害されないよう注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のため速やかに適切な対応をとっています。

なお、この常駐制度をご利用いただくに当たっては、次のとおり無料で人権相談（電話による相談可）に応じています。

また、このほか祝日等の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分までは当支局職員による相談等も行っています。

- 常駐時間 毎週月曜日（祝日等の休日を除く）
午前10時から午後3時まで
- 常駐場所
水戸地方方法務局下妻支局
☎0296(4)3935
- 常駐委員 下妻人権擁護委員協議会 所属の人権擁護委員

水戸地方方法務局下妻支局
下妻人権擁護委員協議会

お問い合わせ
財務課 財政・管財G
☎(84)1111(内線222)